

令和4年度 父母負担軽減事業補助金の対象となる世帯の年収目安

両親のうち一方が働いている場合

子の人数	基準A	基準B	基準C	基準D	就学支援金のみ
	59万6,000円の支給 (1年生のみ69万6,000円)	39万6,000円の支給 (1年生のみ49万6,000円)	38万7,000円の支給 (1年生のみ48万7,000円)	38万7,000円の支給	11万8,800円の支給
	(内訳) ・就学支援金: 39万6,000円 ・父母負担(施設費): 20万円 ・父母負担(入学金): 10万円	(内訳) ・就学支援金: 39万6,000円 ・父母負担(入学金): 10万円	(内訳) ・就学支援金: 11万8,800円 ・父母負担(授業料): 26万8,200円 ・父母負担(入学金): 10万円	(内訳) ・就学支援金: 11万8,800円 ・父母負担(授業料): 26万8,200円	(内訳) ・就学支援金: 11万8,800円
子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	～約500万円	～約590万円	～約609万円	～約720万円	～約910万円
子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約500万円	～約590万円	～約609万円	～約720万円	～約910万円
子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約550万円	～約640万円	～約660万円	～約760万円	～約950万円
子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約570万円	～約650万円	～約670万円	～約780万円	～約970万円
子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約570万円	～約650万円	～約670万円	～約780万円	～約970万円

モデル世帯

両親共働きの場合

子の人数	基準A	基準B	基準C	基準D	就学支援金のみ
	59万6,000円の支給 (1年生のみ69万6,000円)	39万6,000円の支給 (1年生のみ49万6,000円)	38万7,000円の支給 (1年生のみ48万7,000円)	38万7,000円の支給	11万8,800円の支給
子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	～約550万円	～約660万円	～約690万円	～約810万円	～約1,030万円
子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約550万円	～約660万円	～約690万円	～約810万円	～約1,030万円
子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約610万円	～約720万円	～約740万円	～約860万円	～約1,070万円
子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約640万円	～約740万円	～約770万円	～約890万円	～約1,090万円
子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約640万円	～約740万円	～約770万円	～約890万円	～約1,090万円

自営業の場合(※表内の金額は確定申告書における「所得金額」の目安です。)

子の人数	基準A	基準B	基準C	基準D	就学支援金のみ
	59万6,000円の支給 (1年生のみ69万6,000円)	39万6,000円の支給 (1年生のみ49万6,000円)	38万7,000円の支給 (1年生のみ48万7,000円)	38万7,000円の支給	11万8,800円の支給
子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	～約340万円	～約410万円	～約420万円	～約520万円	～約690万円
子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約340万円	～約410万円	～約420万円	～約520万円	～約690万円
子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約380万円	～約450万円	～約460万円	～約550万円	～約720万円
子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約400万円	～約460万円	～約470万円	～約570万円	～約740万円
子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約400万円	～約460万円	～約470万円	～約570万円	～約740万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とします。

※給与所得(自営業の場合は事業所得)以外の収入はないものとします。

※世帯年収、所得金額(目安)は1万円の位を四捨五入しています。(基準Cの「約609万円」を除く。)

※世帯年収の場合は収入の10%、所得金額の場合は所得金額の10%を社会保険料等として納めている場合で計算しています。

※【両親共働きの場合】自営業の場合】年収の目安について、両親のうち、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合を指します。

※【両親共働きの場合】両親の収入は同額とします。

※【両親共働きの場合】扶養控除及び特定扶養控除については、全て一方の親の控除として扱っています。